

# 令和元年度（2019年度）公社等経営評価書

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

公益法人等用

## 1 法人の概要

基準年月日  
(基本情報に係る基準日) 令和元年7月1日

法人名	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	所管部署名	健康福祉部保健衛生課
代表者職氏名	(職名) 理事長 (氏名) 中山 大輔	設立年月日	昭和58年3月30日
所在地	〒 030-0812 青森市堤町二丁目16番11号 理容会館1階	電話番号	017-722-7002
HPアドレス	<a href="http://www.seiei.or.jp/aomori/">http://www.seiei.or.jp/aomori/</a>	FAX番号	017-722-7025
e-mailアドレス	<a href="mailto:aomoricenter@seiei.or.jp">aomoricenter@seiei.or.jp</a>		

### 資本金・基本金等

資本金・基本金等	5,160 千円
(うち県の出資等額)	1,500 千円
(県の出資等比率)	29.1 %

### 設立の目的・事業の目的

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）に基づき、青森県における生活衛生関係営業（生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### 主な出資者等の構成（出資等比率順位順）

氏名・名称	金額（千円）	出資等比率（%）
1 青森県	1,500	29.1
2 青森県理容生活衛生同業組合	445	8.6
3 青森県美容生活衛生同業組合	384	7.4
4 青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350	6.8
5 青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310	6.0
6 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286	5.5
7 青森県すし業生活衛生同業組合	247	4.8
8 青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238	4.6
9 青森県クリーニング生活衛生同業組合	237	4.6
10 青森県食肉生活衛生同業組合	234	4.5

### 経営目標

生活衛生関係営業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、とすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、ひいては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛法の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて事業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生衛法を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛法の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年「生衛法」の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化され、昭和58年に(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立された。以上の経緯及び法の趣旨を踏まえて次の事業を計画し、適正かつ確実に実施する。

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う。
- 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し事業者及び生活衛生同業組合を指導する。
- 標準営業約款に関し事業者の登録を行う。
- 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。
- 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。
- 生活衛生関係営業の振興のための事業を行う。
- その他公益目的を達成するために必要な事業を行う。

### 主要事業の概要

主要事業	決算額（千円、%）						公益・収益等の別	補助金の有無	受託収入の有無	再委託の有無
	平成28年度(2016)	割合	平成29年度(2017)	割合	平成30年度(2018)	割合				
事業1 生衛業対策事業 (内容) 生衛業者の施設の整備、経営、税務及び衛生等の相談指導等を行う。	15,993	72.41 %	16,248	71.97 %	16,011	70.85 %	公益	有	有	無
事業2 生活衛生関係営業振興事業 (内容) 生衛業の振興と活性化を図るため助成を行う。	2,585	11.70 %	2,591	11.48 %	2,576	11.40 %	収益等	有	無	無
事業3 クリーニング師研修等事業 (内容) クリーニング業法に基づき研修等を実施する。	319	1.44 %	538	2.38 %	829	3.67 %	公益	無	有	無
上記以外	3,189	14.44 %	3,199	14.17 %	3,181	14.08 %	公益	無	無	無
全事業	22,086	100.00 %	22,576	100.00 %	22,597	100.00 %				

### 組織の状況

区分	平成29年度(2017)		平成30年度(2018)		令和元年度(2019)		前年度増減	増減理由
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB		
役員	常勤							
	非常勤	12		12				
	計	12		12				
職員	常勤	3	1	3	1	3	1	
	非常勤	1	1	1	1	1	1	
	臨時職員							
	計	4	2	4	2	4	2	

役員平均年齢	— 歳	職員平均年齢	54 歳	職員の年代別構成	20代	30代	40代	50代	60代～	勤続年数(平均)
役員平均年収	— 千円	職員平均年収	3,254 千円			1人			2人	12年

※常勤役員のみ

※常勤職員のみ（ただし、職員平均年収及び勤続年数はプロパー職員分）

2 財務の状況

(単位：千円)

項 目		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	前年度増減	主な増減理由〔法人記入〕
収支等の 状況	経常収益	22,145	22,602	22,611	9	
	経常費用	22,086	22,576	22,597	21	
	当期経常増減額	59	26	14	▲ 12	
	当期経常外増減額					
	当期一般正味財産増減額	59	26	14	▲ 12	
	一般正味財産期末残高	5,386	5,413	5,426	13	
	借入金残高					
資産	資産	10,670	10,951	10,948	▲ 3	
	負債	124	378	362	▲ 16	
	正味財産	10,546	10,573	10,586	13	
県費等の 受入状況	補助金	19,951	20,071	19,888	▲ 183	
	事業費	4,750	4,750	4,750		
	運営費（人件費含む）	15,201	15,321	15,138	▲ 183	
	受託事業収入					
	負担金					
	交付金					
	貸付金					
	無利子借入金による利息軽減額 <small>（長期プライムレートによる試算額）</small>					
	減免額（土地・施設等使用料等）					
	債務保証残高					
損失補償残高						

(単位：%)

財務分析指標		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	前年度増減	主な増減理由〔法人記入〕
財務 構造	正味財産比率	98.84	96.55	96.69	0.15	
	経常比率	100.27	100.12	100.06	▲ 0.05	
	総資産当期経常増減率	0.55	0.24	0.13	▲ 0.11	
	県財政関与率	90.09	88.80	87.96	▲ 0.84	
	補助金収入率	90.09	88.80	87.96	▲ 0.84	
	受託等収入率	8.34	9.42	10.69	1.27	
効 率 性	管理費比率	14.03	13.74	13.85	0.11	
	人件費比率	68.83	67.86	66.99	▲ 0.87	
財 務 健 全 性	流動比率	1,403.23	534.66	557.46	22.80	
	借入金比率					

### 3 経営評価結果等への対応状況

これまでの経営評価結果等 (改善事項等)	対応状況 〔法人記入〕	左に係る県所管部局の意見・評価 〔県所管部局記入〕
<p>各生活衛生同業組合の活性化に向けた取組状況について (※各組合が組合員数の維持・拡大に向けて努力することを促す取組を含む)</p> <p>【1】生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）を所管する厚生労働省は平成23年度から毎年度、衛生行政を担う都道府県等（都道府県、保健所設置市及び特別区）あてに通知文を発し、概ね次の協力依頼をしている。 ①生衛組合は生衛法に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっている。②生衛法及び生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携し、より一層の取組を行っていく必要があると考える。③（一社）全国生活衛生同業組合中央会（生衛組合の業種ごとの全国組織である16の連合会を傘下とする組織）において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、（公財）全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開しており、これらの取組は衛生行政の推進にも資するものと考え、厚生労働省としても、後援等の協力を行うこととしている。ついで、この活動の推進が図られるよう、各都道府県等においても、今後、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが実施する月間関連事業について格別の支援等の協力をお願いする。④改めて、衛生確保等に関する生衛組合の役割・意義、活動等に関して理解、確認をいただき、生衛組合の機能強化や組織の活性化を図るため、別添において示した取組事例も参考にさせていただきながら、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の生衛組合未加入の事業者に対し、生衛組合に関する情報提供等を積極的にを行うとともに、衛生情報の周知等に関する生衛組合の活用や災害時等に備えた生衛組合との協力・応援協定の締結をはじめとする連携協力の推進に関して、特段のご配慮をお願いする。</p> <p>【2】以上のもと、生衛法に基づき活動している（公財）全国・都道府県生活衛生営業指導センターは、平成26年度から厚生労働省の補助金等を活用し、衛生水準の確保・向上を目的として、生衛組合の活性化を図るため、（一社）全国生活衛生同業組合中央会・生衛組合が取り組んでいる組合活動推進月間活動を支援してきている。</p> <p>○具体的には、①組合加入勧誘用パンフレットの作成②行政機関から新規開業店舗情報を入手加工したうえで生衛組合に提供③保健所、食品衛生協会、商工会議所等関係機関への協力要請（パンフレットの配布依頼等）④講習会等における広報活動、などを実施してきている。</p> <p>○特に、今年度（令和元年度）も昨年度と同様に新規作成する組合加入促進用パンフレットを平成30年度新規開設者の全員に送付することとしている。</p> <p>【3】当指導センターに係る平成18年度等の経営評価において、『（ア）生衛組合は衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導を行っているが、その指導対象が組合員に限られている。（イ）当法人の事業は青森県内全ての営業者を対象とするものであるため、組合組織を活用した事業展開のみでは、組合加入率の低い現状においては、事業実施の目的や効果が達成されないのではないかと懸念を抱いた。』としており、以後、この観点から「（ウ）組合の加入率向上が課題」とし、現在の当指導センターの活動について、「（エ）改善の余地あり」としてきている。</p> <p>以上の当指導センターに係る評価については以下の事由により首肯しかねる。</p> <p>○中小企業庁によれば（H26）、『我が国では、中長期的な経済・社会構造の変化が起こっており、中小企業・小規模事業者の経営環境はますます厳しいものとなっている。また、中小企業の数は、長期にわたり減少傾向にある。』としており、生衛業においても組合員数の多くを占める個人経営店が減少し、ともなって生衛組合員数は減少傾向にはあるものの、組合加入率を算出するための母数である組合加入対象となる経営者数についてはその統計データの存在は知られておらず、上記（イ）の「組合加入率の低い現状」の指摘については疑義がある。</p> <p>○仮定として「組合加入率の低い現状」であったとしても、生衛組合は生衛法に基づき設立され衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤であって、また、当指導センターは、生衛法を所管する厚生労働省及び県の方針に基づき事業を実施しており、補助金事業の計画及び実績についても適正とされているものであって、上記（ア）及び（イ）における「当法人の事業実施の目的や効果が達成されないのではないかと懸念を抱いた。」との評価は容認し難い。</p> <p>○よって、これまでの当法人の経営目標と実績、財務状況、経営評価指標が良好であるにもかかわらず、現在の当指導センターの活動について「改善事項あり」とする評価結果については首肯しかねるものである。</p> <p>○なお、厚生労働省の「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会—中間報告—（H21）」において、『組合員の高齢化、新規開業者の組合未加入による組合員数の減少が見られており、今後の組合活動に影響しかねない状況が見られる。また、このことにより、組合を通じての業界における衛生水準の維持向上を図ることが困難な事態にもなりかねないことが懸念される。』とされており、組合員の減少が続いた場合は組合活動の原資となっている組合費収入の減少が続く将来的に組合活動に支障をきたす懸念があり、組合活性化を図るため、前記【2】の活動を全国的に継続実施してきている。</p>		<p>組合加入率向上への取組みは指導センターの本来業務ではなく、また、組合への加入、非加入は各営業者の任意だが、組合は生活衛生関係営業の諸課題に対応した業界振興や営業施設の衛生水準維持向上、経営健全化等に関する指導等に関して重要な役割を果たしていることから、指導センターの取組みは重要であり、評価できる。県においても営業許可申請時等に営業者に対し組合活動に関する情報提供を行う等、組合活動に関する普及啓発を行っている。</p>

4 経営評価指標

(1) 法人自己評価

評価項目	対象指標 評点数	法人評価		(参考)	自己評価〔法人記入〕 (経営概況、経営上の課題・対策、得点率の増減理由等)
		評点数	得点率	前年度得点率	
目的適合性	16	16	100.00	100.00	生衛業者の営業施設の衛生水準の維持・向上については、食品衛生法や営業六法による許可・監視指導が行政により行われている。一方、生衛法は生衛業者の自主活動を推進するとともに、営業の振興、経営の健全化の指導等により衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的としており、この生衛法に基づき設立された法人として、行政と連携し、県(国)の方針を踏まえながら事業を適正かつ確実に実施してきている。
計画性	32	32	100.00	96.88	生衛法に基づき、県(国)が示す年度ごとの事業内容及び予算を踏まえ、法人の目的達成のための具体的な事業計画を策定し、月ごとに経理状況と事業の進捗状況を把握しながら、適正かつ確実に事業を実施し、その成果を踏まえ、次年度の計画を策定している。
組織運営の健全性	39	36	92.31	84.62	○職員は経営指導員3名(事務局長1名、非常勤1名を含む。)及び経理事務1名の4人体制であり、少ない人数ながら、それぞれが経理事務、法令遵守について、相互にチェックしながら業務を進めている。 ○調査・研修事業においては個人情報を取り扱うことから、要領を定め適切に事務を行っている。
経営の効率性	21	20	95.24	81.82	県(国)の年度ごとの補助金交付要綱に基づく積算額と事業収益を見込みながら、具体的な事業計画を策定し、効率的に事業を実施している。今後とも限られた予算を最大限活用し、事業を推し進めることとする。
財務状況の健全性	17	14	82.35	70.59	生衛法に基づき、県に一を限って知事から指定された法人として、県(国1/2)からの財政支援を受けながら、効率的に事務を行っており、財務状況の健全性は確保されていると考える。
合計	125	118	94.40	87.30	

(2) 県所管部局評価

評価項目	項目別評価		コメント〔県所管部局記入〕
目的適合性	◎	対応等は良好	当該法人の実施事業の大部分は、その内容が国によって定められている。 当該法人は、事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。
計画性	◎	対応等は良好	事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。
組織運営の健全性	○	概ね対応等は良好	経理から個人情報に至るまでコンプライアンスを遵守し、健全な組織運営が図られている。
経営の効率性	◎	対応等は良好	人件費を含む事業費のほとんどが国及び県からの補助金という状況下で効率的な予算運営が図られていると考える。
財務状況の健全性	◎	対応等は良好	財務の状況については、主な財源である国及び県からの補助金収入の範囲内で事業を実施しており、毎期、ほぼ安定した収支状況となっている。 当該法人は、公益財団法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。)第5条第1項第6号に規定される収支相償の原則に照らしても適当と判断できる。

5 総合評価

総合評価		コメント〔県所管部局記入〕（改善事項等）
A	概ね良好	<p>財務状況については、前述のとおり、安定した収支となっており、公益財団法人として認定法上も問題ない。</p> <p>従前、委員会から意見を受けている各生活衛生同業組合の組合員数については、理美容の2組合が前年（H29）比で約3%程度減少、その他の組合については、前年と同水準を維持している状況である。</p> <p>組合員数が増加しない理由としては、そもそも生活衛生関係業者自体が減少していることであり、少子高齢化や都市部への人口移動等、地域における社会構造の変化や大企業の進出による競争激化（需要や収入の減少）などが主要因と考えられる。また、理美容の新規事業者については、干渉を嫌う（若しくは組合に関心を持たない）若い個人経営者や企業が多く、容易に組合加入とはならない現状がある。このような状況下での前年比3%減という結果は、当該法人等による加入促進の成果であり、十二分に評価できるものである。</p> <p>また、当該法人は、組合員以外も対象とした巡回相談指導や衛生講習会を実施しており、その参加者数も多く、組合活用（組合加入）による衛生水準の確保以外の代替手法として機能している。</p> <p>衛生水準の確保については、組合員、非組合員関係なく、まず、第一義的には、法令（行政による指導を含む）があり、さらに当該法人や組合の指導等によって補完されているものである。組合組織の弱体化（組合員減少）は、一側面として衛生水準を低下させるかもしれないが、あくまでも補完的な措置であり、影響も限定的である。</p> <p>最近、生衛業に進出する企業が増加傾向にあるが、企業組織（組合未加入）においてもコンプライアンスの遵守は非常に重要であり、組合に所属しなければ遵守しないというものではない。つまり、組合加入率の低下が、一概に衛生水準を引き下げるということはなく、実際、加入率が低下していると言われる現段階においても衛生水準の低下等は認められない。</p> <p>→ 組合加入率は、当該法人の直接的な評価基準ではない。また、短期、中期的な視点から見た場合、加入率低下の影響は、限定的であり、長期的にも、当該法人の評価を下げるまでの要因とは考えられない。</p> <p>当該法人は、県や日本政策金融公庫等と連携し、新たな生活衛生サービスの提供先の獲得に向け、昨今増加傾向にあるインバウンド対策にも取り組んでおり、組合等の振興に寄与していると評価できる。</p> <p>→ 今後も減少する地域消費を補うための振興の取組みに期待する。</p> <p>当該法人の事業成果（衛生水準の確保や生活衛生営業の振興）は、組織規模を勘案した場合、十二分に評価できるものであり、経営上の課題が特に認められないことからA評価とした。</p>